

## この商品について

契約年齢範囲	20歳～70歳
保険期間・ 保険料払込期間	50歳～80歳かつ10年以上

※保険期間と保険料払込期間は同一となります。

※ご契約条件によりお申込みいただけない場合があります。

### 解約返戻金について

この保険に解約返戻金はありません。

### 契約者貸付制度について

契約者貸付制度のお取扱いはありません。

### 保険料振替貸付制度について

保険料振替貸付制度のお取扱いはありません。

### 保険料払込みの免除について

被保険者が責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、所定の高度障害状態、または所定の身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

## 払済保険・延長定期保険について

払済保険・延長定期保険への変更のお取扱いはありません。

### ご契約の更新について

更新のお取扱いはありません。

### リビング・ニーズ特約について

#### 【特定状態保険金の支払事由】

余命6か月以内と判断されたときに特定状態保険金をお支払いします。

#### 【特定状態保険金の支払額】

年金月額範囲内で、ご請求時に指定した金額(指定年金月額)の年金現価(3,000万円を限度)から6か月間の年金現価に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額をお支払いします。

(年金現価とは、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の請求日の月単位の応当日に遺族年金の支払事由に該当したものととして支払うべき遺族年金の現価のことをさします)。

#### 【特定状態保険金の受取人】

主契約(本則)の被保険者

### 指定代理請求人特約について

保険金等の受取人である被保険者が、保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人(1名)が請求を行うことができる特約です。

### その他のご注意

この保険に配当金はありません。

- このパンフレットは、2021年11月2日現在のお取扱内容に基づき作成しています。
- FWD生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報につきましては、FWD生命のホームページをご覧ください。
- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。  
「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保管してください。
- 法人をご契約者とする場合には、別途交付する資料「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」および「保険設計書」を参照いただき、税務取扱について留意すべき事項をご確認ください。
- 生命保険募集人について  
生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要になります。生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。
- 当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。
- この商品は、FWD生命を引受保険会社とする生命保険商品であり預貯金ではありません。したがって、預金保険機構の対象商品とはなりません。

健康に不安のある方へ。

# FWD 収入保障引受緩和

引受基準緩和型収入保障保険(無解約返戻金型)



### 死亡に備える保障

この保険は上記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。保障内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。

※上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。

収入保障保険 | 2021年11月改訂

引受保険会社

## FWD生命保険株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル

ホームページ [fwdlife.co.jp](http://fwdlife.co.jp)

総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)

受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く)9:00-18:00

募集代理店

# 持病・既往症があっても以下の質問がすべて **いいえ** であればお申込みいただけます

※ご職業、当社の保険商品への加入状況や過去の保険金・給付金のお受取状況等により、ご契約をお引受けできないこともあります。

## 告知項目

**Q1** 最近3か月以内に、医師から、以下の①または②をすすめられたことはありますか。

①入院\*<sup>1</sup>または手術\*<sup>2</sup>  
②がんの疑いで再検査・精密検査\*<sup>3</sup>

※がんには、白血病・肉腫・悪性リンパ腫などの悪性しゅよう、上皮内がん\*<sup>4</sup>を含みます。

いいえ はい

**Q2** 過去2年以内に、次の病気で入院\*<sup>1</sup>をしたことがありますか。

脳	脳卒中 脳出血 脳こうそく くも膜下出血
心臓	心筋こうそく 狭心症 心房細動 プルガダ症候群

いいえ はい

**Q3** 過去5年以内に、以下の病気と新たに診断されたこと\*<sup>5</sup>がありますか。  
または過去5年以内に、以下の病気により入院\*<sup>1</sup>をしたことや手術\*<sup>2</sup>を受けたことがありますか。

いいえ はい

がん	がん(白血病・肉腫・悪性リンパ腫などの悪性しゅよう、上皮内がん* <sup>4</sup> を含みます。)
精神	統合失調症 認知症 アルツハイマー病
血管	動脈りゅう
肝臓	肝硬変 B型肝炎 C型肝炎 肝炎ウイルスキャリア 慢性肝炎 自己免疫性肝炎 非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)
腎臓	ネフローゼ症候群 糸球体腎炎 膜性腎症 腎不全
肺・気管支	慢性閉そく性肺疾患(COPD) 肺気腫 慢性気管支炎 間質性肺炎 肺線維症
糖尿病による合併症	糖尿病を原因とする、網膜症・腎症・下腿皮膚かじよう・神経障害

\*1 入院について 「治療のための入院」「検査入院」「糖尿病等による教育入院」「日帰りの入院」のいずれの場合も含まれます。ただし、正常分娩  
\*2 手術について 「帝王切開」「内視鏡手術」「レーザー手術」「体外衝撃波による結石破碎術」も含まれます。  
\*3 「再検査・精密検査をすすめられた」とは、健康診断・人間ドック(※)または医療機関を受診した結果、診断確定のための再検査・精密検査を  
※健康診断・人間ドックとは、健康維持・病気の早期発見のための診察・検査をいい、「定期健康診断(診査)」および自発的にうけた「がん  
\*4 上皮内がんとは、がん細胞が臓器の表面を覆っている「上皮」にとどまっている状態です。  
\*5 再発の診断、転移による診断も含まれます。

のための入院、健康診断・人間ドックの検査入院は除きます。

すすめられたことをいいます。ただし、再検査・精密検査の結果、異常がなく診療が完了した場合は除きます。  
検診」「脳ドック」「PET検診」「生活習慣病予防検診」などの診査や検査を含みます。

**必ずご確認ください**

- この商品は持病や、入院・手術の経験がある方でもお申込みいただきやすいように、告知項目を限定し、引受
- 健康状態について医師の診査を受けたり、より詳細な告知をすることで保険料の割増しが少ないFWD生命の他

基準を緩和した商品です。そのため、FWD生命の他の収入保障保険と比べて保険料が割増しされています。  
の収入保障保険にご加入できる場合があります。ただしその際、審査結果等によりご契約できない場合があります。

# FWD収入保障引受緩和は、こんな方におすすめです



## 持病や入院・手術の経験があっても、簡単な告知でお申込みいただけます

1～2ページの告知項目をご確認ください。

## のこされた家族のために生活費を用意したい



死亡した場合、のこされたご家族に年金を毎月お支払いします。



「配偶者同時災害死亡時割増特則」を適用することで、同一の不慮の事故でご夫婦が2人とも死亡した場合、災害割増遺族年金を**上乘せ**してお支払いします。

※お取扱いには所定の条件があります。詳細は5～6ページをご覧ください。

## 年金の受取方法を選びたい

年金の受取方法は「5種類」から選べます。毎月の受取りはもちろん、一括での受取り等、ニーズにあった受取方法を選べます。



毎月受取

一時受取

一部一時受取

一部すえ置

全部すえ置

※受取方法を選択いただけない場合もあります。  
※詳細は8ページをご覧ください。

### 主契約(本則)の保障内容

年金名	このような場合にお支払いします (支払事由)	支払額	受取人
遺族年金	契約日から1年以内に死亡したとき (災害遺族年金が支払われる場合を除く)	年金月額の50%	遺族年金受取人
	契約日から1年経過後に死亡したとき (災害遺族年金が支払われる場合を除く)	年金月額と同額	
災害遺族年金	不慮の事故によるケガで、その事故の日から180日以内に死亡したとき、または所定の感染症により死亡したとき	年金月額と同額	遺族年金受取人

※高度障害状態に該当した場合にお支払いする年金はありません。



# FWD収入保障引受緩和のしくみ

## ご契約例

- 契約者・主契約(本則)の被保険者:夫 ■配偶者同時災害死亡時割増特則の被保険者:妻
- 契約年齢:35歳 ■保険期間・保険料払込期間・年金支払期間:60歳 ■最低支払保証期間:5年
- 年金月額:10万円 ■配偶者同時災害死亡時割増特則:適用
- 月払保険料(口座振替):5,652円

[年金受取イメージ]



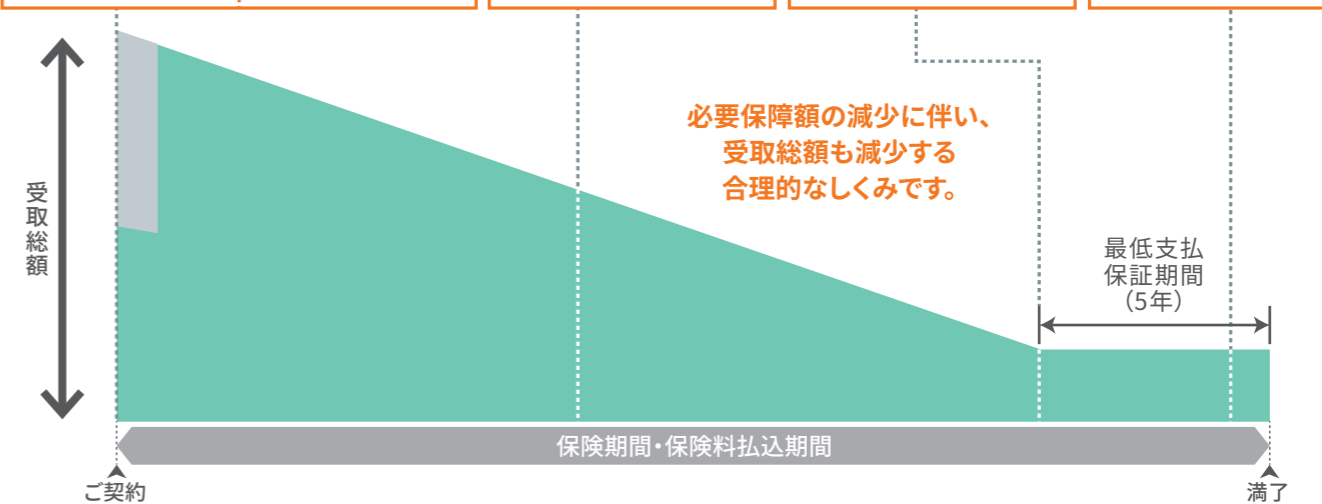
## ご注意ください



- 契約日から1年以内に遺族年金の支払事由に該当した場合、年金月額の50%相当額を年金支払期間満了日までお支払いします。
- 災害遺族年金の支払額は保険期間を通じて、年金月額と同額です。

[受取総額の推移イメージ]

例1	例2	例3	例4	例5
契約日が属する月(35歳時)に病気で死亡した場合	契約日が属する月(35歳時)に不慮の事故で死亡した場合	契約日から10年経過時(45歳時)に死亡した場合	契約日から20年経過時(55歳時)に死亡した場合	契約日から24年経過時(59歳時)に死亡した場合
<b>1,500万円</b>	<b>3,000万円</b>	<b>1,800万円</b>	<b>600万円</b>	<b>600万円</b>
年金月額10万円×50%×300か月(25年)	年金月額10万円×300か月(25年)	年金月額10万円×180か月(15年)	年金月額10万円×60か月(5年)	年金月額10万円×60か月(5年)



保険期間満了の直前に支払事由に該当した場合でも、保険期間満了の日を超えて一定期間は年金を受け取れる「最低支払保証期間」があります。期間は、**2年 3年 5年 10年** から選べます。

# 配偶者同時災害死亡時割増特則

「配偶者同時災害死亡時割増特則」が付加されており、この特則を適用すると、同一の不慮の事故でご夫婦が2人とも死亡した場合、災害割増遺族年金を上乗せすることができます。

## ご契約例

- 契約者・主契約(本則)の被保険者:夫 ■配偶者同時災害死亡時割増特則の被保険者:妻
- 災害遺族年金および災害割増遺族年金の受取人:子
- 契約年齢:35歳 ■保険期間・保険料払込期間・年金支払期間:60歳 ■最低支払保証期間:5年
- 年金月額:10万円 ■配偶者同時災害死亡時割増特則:適用

ご夫婦で交通事故に遭い、2人とも事故の日に死亡した場合



## 保障内容

年金名	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払額	受取人
災害割増遺族年金	次のすべてに該当したとき ①主契約(本則)の被保険者が不慮の事故によるケガで、その事故の日から180日以内に死亡したとき ②この特則の被保険者が上記①と同一の不慮の事故によるケガで、その事故の日から180日以内に死亡したとき	年金月額と同額	遺族年金受取人*

\*遺族年金受取人が、この特則の被保険者である場合、遺族年金受取人の法定相続人が年金受取人となります。この場合、主契約(本則)の災害遺族年金の未支払分の年金現価およびこの特則の災害割増遺族年金の未支払分の年金現価を遺族年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。

※この保険のお申込みにあたっては、配偶者同時災害死亡時割増特則の適用または不適用を選択していただきます。この特則を適用した場合の保険料と、この特則を適用しない場合の保険料は同額です。

※主契約(本則)の被保険者の戸籍上の配偶者がこの特則の被保険者となる資格を有します。この特則を適用するには、被保険者となる方の同意および申込書への自署が必要です。

## 配偶者同時災害死亡時割増特則に関するQ&A

**Q** 配偶者同時災害死亡時割増特則にも申し込みたいのですが、申込時に配偶者のサインなどは必要ですか？

**A** 申込時にこの特則の被保険者となる配偶者の方の同意と申込書への自署が必要です。それによってこの特則が適用されることとなります(有効になります)。また、契約後に適用/不適用を変更することも可能です。

**Q** 夫婦で同一の交通事故に遭い、別々に死亡した場合について詳しく教えてください。

配偶者同時災害死亡時割増特則を適用する場合

※契約者・主契約(本則)の被保険者:夫 配偶者同時災害死亡時割増特則の被保険者:妻  
災害遺族年金および災害割増遺族年金の受取人:子

**夫が先に死亡した場合**

**A** 夫が死亡したことで災害遺族年金のお支払いを開始し、その後、妻が死亡したことで災害割増遺族年金をあわせてお支払いします。

[5ページのご契約例]

ご夫婦で交通事故に遭い事故の日に夫が死亡、その事故の日から180日以内に妻が死亡した場合



**妻が先に死亡した場合**

**A** 妻が死亡しても災害割増遺族年金のお支払いは始まりず、その後、夫が死亡したことで災害遺族年金に加え、災害割増遺族年金のお支払いを開始します。

[5ページのご契約例]

ご夫婦で交通事故に遭い妻が死亡、その事故の日から180日以内に夫が死亡した場合



# 保険料表

■保険期間・保険料払込期間・年金支払期間：60歳 ■最低支払保証期間：5年 ■配偶者同時災害死亡時割増特則：適用  
■保険料払込方法：月払(口座振替扱)

男性 (単位:円)				女性 (単位:円)			
契約年齢(歳)	年金月額5万円	年金月額10万円	年金月額15万円	契約年齢(歳)	年金月額5万円	年金月額10万円	年金月額15万円
20	2,237	4,268	6,299	20	1,603	3,001	4,398
21	2,257	4,308	6,359	21	1,603	3,000	4,397
22	2,278	4,349	6,420	22	1,604	3,001	4,398
23	2,299	4,392	6,485	23	1,604	3,002	4,400
24	2,326	4,444	6,562	24	1,606	3,006	4,406
25	2,355	4,503	6,651	25	1,611	3,014	4,417
26	2,392	4,575	6,758	26	1,617	3,027	4,437
27	2,432	4,655	6,879	27	1,627	3,046	4,465
28	2,478	4,746	7,014	28	1,638	3,067	4,497
29	2,526	4,843	7,159	29	1,651	3,092	4,533
30	2,579	4,947	7,315	30	1,663	3,117	4,570
31	2,643	5,075	7,506	31	1,683	3,155	4,627
32	2,712	5,211	7,710	32	1,704	3,196	4,688
33	2,785	5,355	7,925	33	1,729	3,244	4,759
34	2,860	5,504	8,147	34	1,756	3,296	4,836
35	2,935	5,652	8,370	35	1,784	3,350	4,916
36	3,008	5,797	8,586	36	1,810	3,402	4,993
37	3,076	5,931	8,785	37	1,836	3,452	5,067
38	3,136	6,048	8,961	38	1,861	3,499	5,137
39	3,185	6,144	9,104	39	1,884	3,544	5,204
40	3,222	6,216	9,210	40	1,907	3,588	5,269
41	3,245	6,260	9,275	41	1,931	3,632	5,333
42	3,252	6,272	9,291	42	1,952	3,672	5,392
43	3,244	6,253	9,262	43	1,971	3,708	5,445
44	3,222	6,206	9,190	44	1,987	3,737	5,486
45	3,189	6,136	—	45	1,998	3,754	—
46	3,143	6,041	8,938	46	1,998	3,752	5,506
47	3,091	5,933	8,774	47	1,991	3,734	5,476
48	3,034	5,814	8,594	48	1,976	3,699	5,421
49	2,972	5,684	8,396	49	1,952	3,645	5,338
50	2,900	5,535	8,169	50	1,916	3,568	5,220

※上記のご契約条件においては、枠内は取扱対象外となります。保険期間を変更する、年金月額を少なく設定することでお申込みいただける場合があります。詳細は募集代理店までお問い合わせください。

# 年金の受取方法

年金はさまざまな受取方法を選べます。

[4ページのご契約例]

ご契約日から1年経過後の1か月目に病気で死亡した場合

## ①毎月受取 年金支払期間満了まで遺族年金を毎月受け取れます



## ②一時受取 遺族年金を一括で受け取れます

[年金現価\*を一括で受け取った場合]



## ③一部一時受取 当初に遺族年金の一部を一括で受け取り、のこりを年金支払期間満了まで毎月受け取れます。

※この受取方法は初回の年金受取時のみ選べます。

[年金月額5万円相当分の年金現価\*を一括で受け取った場合]



上記のほか、④一部すえ置 や ⑤全部すえ置 なども選択できます。

\*支払事由に該当した時点において、将来の年金を支払うために必要な金額のことをいいます(将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します)。

 **ベストホスピタルネットワークサービス\*1** ご利用いただける方 被保険者さま 無料

病気になったときにはよりよい医療を選択することが大切です。  
そのために、ご相談内容に応じて、セカンドオピニオンや受診手配サービスを提供します。

<p><b>ヘルスカウンセラーによる相談・手配</b></p> <p>専任のスタッフが、ご利用者の病状や既往歴をお伺いします。ご相談内容に応じて、セカンドオピニオンや受診手配サービスを提供します。あわせて、必要な資料・書類について説明します。</p>	→	<p><b>面談・電話によるセカンドオピニオン(2つ目の意見)</b></p> <p>総合相談医*2によるセカンドオピニオン よりよい医療を選択するため、総合相談医*2から現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法等について意見(セカンドオピニオン)をもらうことができます。</p> <p>→</p> <p>専門医の紹介 面談によるセカンドオピニオンの結果、総合相談医*2が必要と判断した場合には、専門医が紹介されます。 ※電話によるセカンドオピニオンでは、専門医の紹介は行いません。</p>
	→	<p><b>受診手配サービス</b></p> <p>専任のスタッフが医療機関への受入確認や受診の手配をします(主治医のもとでは対応できない治療方法や手術方法が必要等、主治医が判断したケースで、手配先の医療機関にその専門分野の医師が在籍し治療可能な場合に限り)。)</p>

 **がんトータルサポートサービス**

<b>がん治療相談サービス</b>	<span>ご利用いただける方</span> <span>被保険者さま*3</span> <span>無料</span>	がんに関する専門スタッフが、がんに関するご質問にお応えします。
<b>粒子線治療相談サービス</b>	<span>ご利用いただける方</span> <span>被保険者さま</span> <span>無料</span>	粒子線治療等のがん治療のご相談をお受けします。お客さまの病状やご要望に応じて専門医とのご相談(電話・面談)や医療機関のご案内等のサポートサービスを提供します。 ※本サービスは粒子線治療等、特定の治療方法を推奨するものではありません。
<b>がんPET検診サポートサービス</b>	<span>ご利用いただける方</span> <span>被保険者さま・被保険者さまと同居のご家族</span>	がんの早期発見のための検査方法であるがんPET検診受診のためのトータルサポートを実施します。
<b>がんこころのサポートサービス</b>	<span>ご利用いただける方</span> <span>被保険者さま*3</span> <span>無料</span>	がんと診断され、精神的に不安定な状態が続いている、またお仕事やご家族のことが心配で治療に専念できない等の、治療に関すること以外の不安について、カウンセラーがお話を伺います。

 **健康医療相談サービス** ご利用いただける方 被保険者さま・被保険者さまと同居のご家族 無料

医師、保健師、看護師等の資格をもつ経験豊かなティーベックの相談スタッフが、日々の健康や病気・ケガへの不安、そして病気・ケガをした際の緊急時の対処等、24時間・年中無休でサポートします。被保険者さまだけでなく、同居のご家族全員で利用できるサービスです。

経験豊かな相談スタッフが  
24時間サポートします

 **こころのサポートサービス** ご利用いただける方 被保険者さま\*3 無料

こころの悩み、不安、心配事について電話や面談によるカウンセリングを受けられるサービスです。  
※ご希望の方は、スマートフォンやパソコンを使用したオンライン面談も利用できます。  
※面談、オンラインによるカウンセリングは、「こころのサポートサービス」「がんこころのサポートサービス」を合計して、年間3回(1回約50分)まで無料で利用できます。

 **糖尿病トータルサポートサービス** ご利用いただける方 被保険者さま 無料

地域糖尿病療養指導士等、専門の保健師、看護師に糖尿病について相談することができます。必要に応じて糖尿病の専門医を紹介、または糖尿病の専門医がいる医療機関を案内します。

\*1 ベストホスピタルネットワークサービスの「ベストホスピタルネットワーク®」とは、お客さまにとってよりよい医療機関を探すためのネットワークのことをいいます。  
\*2 総合相談医とは、主治医からの紹介状をもとに医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。総合相談医の判断により、別の専門医への紹介状を発行することがあります。なお、紹介状の発行はサービスの対象外になります。  
\*3 被保険者さまと同居のご家族も利用できますが、相談内容は被保険者さまに関する内容に限ります。  
※このページに記載の「被保険者さま」とは主契約(本則)の被保険者を指します。  
※FWD健康サービスはFWD生命保険(株)の業務委託先であるティーベック(株)が提供します。ご利用に際しては諸条件があります。利用方法等、詳細につきましては、ご契約後に送付する資料をご確認ください。  
※記載のサービス内容は2021年11月2日現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。利用できるサービスの最新情報等は、FWD生命保険(株)のホームページでご確認ください。  
※FWD健康サービスのご利用は保険期間満了までとなります。